厚生労働省
島根労働局

Press Release

島 根 労 働 局 発 表 令和４年６月２４日(金)	担当	島根労働局職業安定部職業対策課 職業対策課長　　後藤　宏光 高齢者対策担当官　浅津　勝 ℡　0852-20-7020

令和3年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果

Ⅰ　65 歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業の状況
① 65 歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は 99.4%
② 65 歳定年企業は 23.9%
Ⅱ　66 歳以上まで働ける制度のある企業の状況
① 70 歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は 37.2%【全国 1 位】
② 66 歳以上まで働ける制度のある企業は 50.5%　【全国 1 位】
③ 70 歳以上まで働ける制度のある企業は 48.1%　【全国 2 位】
④ 定年制の廃止企業は 3.3%

島根労働局（局長　宮口（みやぐち）　真二（しんじ））では、このほど、令和３年「高年齢者雇用状況等報告」（6 月 1 日現在）を取りまとめましたので、公表します。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（以下「高年齢者雇用安定法」という。）では、高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役社会の実現」を目指して、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を、65 歳まで講じるよう義務付けています。
さらに、令和３年４月１日からは、70 歳までを対象として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」といった雇用による措置や、「業務委託契約の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努めることを義務付けています。

今回の集計結果は、従業員 21 人以上の企業 1,442 社から報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に係る措置について、令和３年６月１日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。この集計では、従業員 21 人～300 人規模を「中小企業」、301 人以上規模を「大企業」としています。（※）

集計結果の主なポイントは、次ページをご参照ください。

なお、島根労働局・ハローワークでは、生涯現役で働くことのできる社会の実現に向けたさらなる取り組みを行うとともに、高年齢者雇用確保措置を実施していない企業への個別指導を実施していきます。

※　令和2年6月1日時点の集計結果では、従業員31人以上の企業の状況をまとめていましたが、今回の集計結果では21人以上の企業の状況をまとめています。

このため、5ページ以降の表においては、比較可能な場合に前年の数値を記載しています。

【集計結果の主なポイント】

Ⅰ　65 歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済の企業の状況

① 高年齢者雇用確保措置の実施状況（5 ページ表 1、6 ページ表 2）

65 歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は計 1,434 社（99.4%）

・企業規模別には大企業では 100.0%、中小企業では 99.4%

・高年齢者雇用確保措置を「継続雇用制度の導入」により実施している企業は、全企業において 68.0%

② 65 歳定年企業の状況（9 ページ表 6）

65 歳定年企業は 344 社（23.9%）

・中小企業では 24.5%

・大企業では 4.5%

Ⅱ　66 歳以上働ける制度のある企業の状況

① 70 歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況（10 ページ表 7）

70 歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は 536 社（37.2%）　【全国 1 位】

・中小企業では 37.8%

・大企業では 18.2%

② 66 歳以上まで働ける制度のある企業の状況（11 ページ表 8）

66 歳以上まで働ける制度のある企業は 728 社（50.5%）　【全国 1 位】

・中小企業では 50.9%

・大企業では 38.6%

③ 70 歳以上まで働ける制度のある企業の状況（12 ページ表 9）

70 歳以上働ける制度のある企業は 694 社（48.1%）　【全国 2 位】

・中小企業では 48.5%

・大企業では 36.4%

④ 定年制廃止企業の状況（13 ページ表 10）

定年制の廃止企業は48社（3.3%）

・中小企業では3.4%

・大企業では0.0%

詳細は、次ページ以下をご参照ください。

＜集計対象＞

■島根県内に本社を置き、常時雇用する労働者が 21 人以上規模の企業

○ 中小企業（21～300 人規模）：1,398 社（うち 31～300 人規模：991 社）

○ 大　企　業（301 人以上規模）：　44 社

計 1,442 社

参考

1 高年齢者雇用確保措置とは

高年齢者雇用安定法では、高年齢者が年齢にかかわりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、定年を 65 歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の 65 歳までの安定した雇用を確保するため、事業主に対して

① 定年制の廃止

② 定年の引上げ

③ 継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）の導入

のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付けています。

（高年齢者雇用安定法第 9 条第 1 項）

2 継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）とは

継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。

なお、平成 24 年度の法改正により、平成 25 年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。

ただし、平成 24 年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和 7 年までに段階的に引き上げているところ（経過措置）。

経過措置が認められる期間と年齢は下表のとおりです。

令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	64 歳

3 高年齢者就業確保措置とは

高年齢者雇用安定法では、定年を 65 歳以上 70 歳未満に定めている事業主または 65 歳までの継続雇用制度（70 歳以上まで引き続き雇用する制度を除く）を導入している事業主は、その雇用する高年齢者について、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、65 歳から 70 歳までの安定した雇用を確保するよう努めなければならないとしています。

① 70 歳までの定年の引上げ

② 定年制の廃止

③ 70 歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入

④ 70 歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

⑤ 70 歳まで継続的に社会貢献事業に従事できる制度の導入（事業主が自ら実施する社会貢献事業または事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業）

（高年齢者雇用安定法第 10 条の 2）

１ 高年齢者雇用確保措置の実施状況

（１）全体の状況

高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業の割合は 1,434 社（99.4%）

【表１】高年齢者雇用確保措置の実施状況

		①実施済み		②未実施		合計（①＋②）
		割合	企業数	割合	企業数	企業数
総計		99.4 %	1,434 社	0.6 %	8 社	1,442 社
中小企業	21～30人	98.0 %	399 社	2.0 %	8 社	407 社
	31～300人	100.0 % （ 99.9 ）	991 社 （ 948 ）	0.0 % （ 0.1 ）	0 社 （ 1 ）	991 社 （ 949 ）
	小計	99.4 %	1,390 社	0.6 %	8 社	1,398 社
大企業	301人以上	100.0 % （ 100.0 ）	44 社 （ 50 ）	0.0 % （ 0.0 ）	0 社 （ 0 ）	44 社 （ 50 ）
31人以上計		100.0 % （ 99.9 ）	1,035 社 （ 998 ）	0.0 % （ 0.1 ）	0 社 （ 1 ）	1,035 社 （ 999 ）

※ （ ）内は、令和２年６月１日現在の数値。表２～１０において同じ。

【グラフ１】高年齢者雇用確保措置の実施企業割合の推移

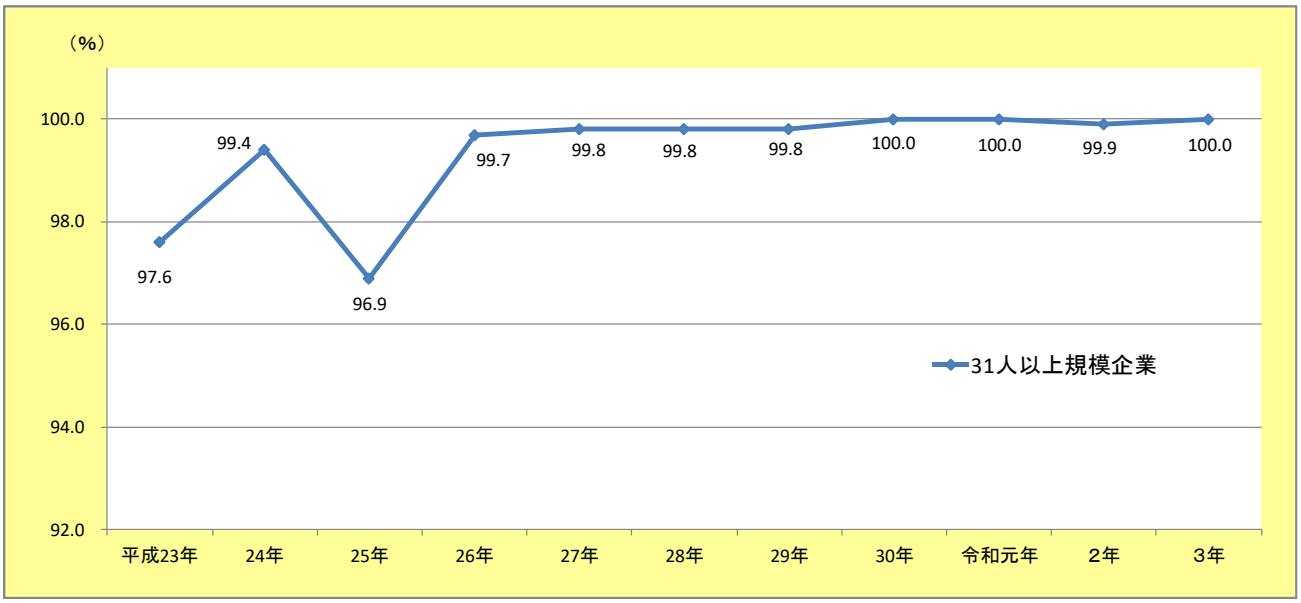

※平成 25 年 4 月に制度改正（継続雇用制度の対象を限定できる仕組みの廃止）があったため、平成 24 年と 25 年の数値は単純比較できない。

（２）高年齢者雇用確保措置の内訳

高年齢者雇用確保措置の実施済み企業のうち、

① 「定年制の廃止」により高年齢者雇用確保措置を講じている企業は 48 社（3.3%）

② 「定年の引上げ」により高年齢者雇用確保措置を講じている企業は 411 社（28.7%）

③ 「継続雇用制度の導入」により高年齢者雇用確保措置を講じている企業は 975 社（68.0%）

となっており、定年制度（①、②）により高年齢者雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度（③）により高年齢者雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。

【表２】高年齢者雇用確保措置の内訳

		①定年制の廃止		②定年の引上げ		③継続雇用制度の導入		合計（①～③）
		割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	企業数
総計		3.3 %	48 社	28.7 %	411 社	68.0 %	975 社	1,434 社
中小企業	21～30人	6.5 %	26 社	30.3 %	121 社	63.2 %	252 社	399 社
	31～300人	2.2 % （ 2.5 ）	22 社 （ 24 ）	29.1 % （ 26.5 ）	288 社 （ 251 ）	68.7 % （ 71.0 ）	681 社 （ 673 ）	991 社 （ 948 ）
	小計	3.5 %	48 社	29.4 %	409 社	67.1 %	933 社	1,390 社
大企業	301人以上	0.0 % （ 0.0 ）	0 社 （ 0 ）	4.5 % （ 4.0 ）	2 社 （ 2 ）	95.5 % （ 96.0 ）	42 社 （ 48 ）	44 社 （ 50 ）
31人以上計		2.1 % （ 2.4 ）	22 社 （ 24 ）	28.0 % （ 25.4 ）	290 社 （ 253 ）	69.9 % （ 72.2 ）	723 社 （ 721 ）	1,035 社 （ 998 ）

※「合計（①＋②＋③）」は、表１の「①実施済み」企業数に対応している。

※「③継続雇用制度の導入」は、定年年齢は 65 歳未満だが、希望者全員もしくは経過措置により継続雇用制度の年齢を 65 歳以上としている企業を計上している。

【グラフ２】高年齢者雇用確保措置の内訳

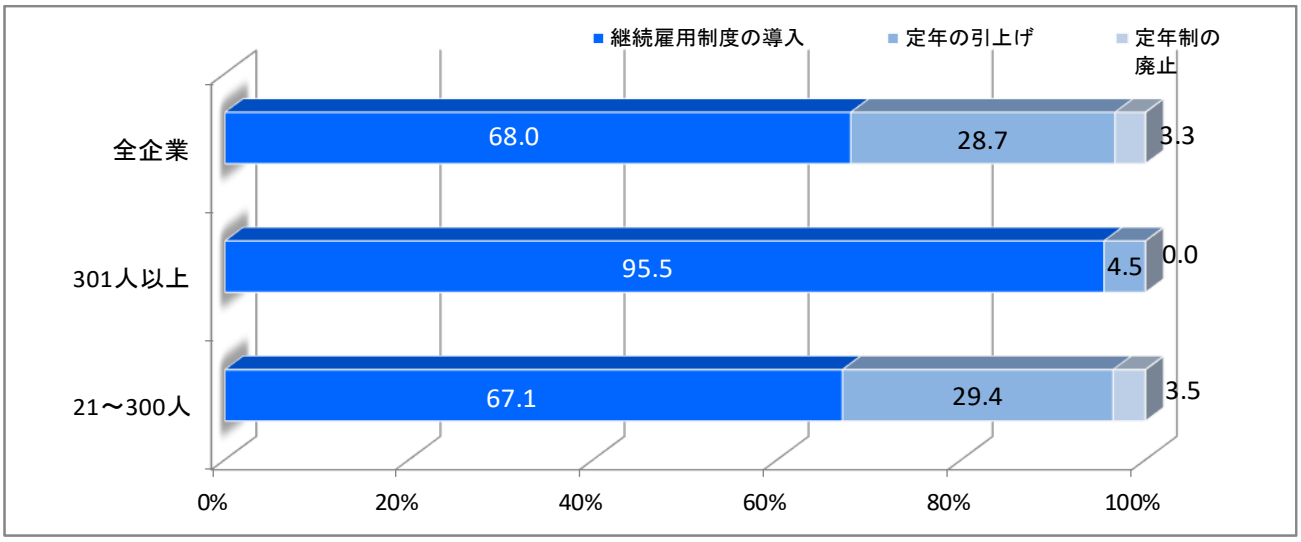

（３）継続雇用確保措置のある企業の状況

「継続雇用制度の導入」により高年齢者雇用確保措置を講じている企業 975 社のうち、

① 希望者全員を対象とする 65 歳以上の継続雇用制度を導入している企業は 815 社（83.6%）

企業規模別にみると、

・中小企業では 791 社（84.8%）

・大企業では 24 社（57.1%）

② 継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業（経過措置適用企業）は 160 社（16.4%）

企業規模別にみると、

・中小企業では 142 社（15.2%）

・大企業では 18 社（42.9%） となっている。

【表３】継続雇用確保措置のある企業の状況

		①希望者全員65歳以上の継続雇用制度		②基準該当者65歳以上の継続雇用制度（経過措置適用企業）		合計（①＋②）
		割合	企業数	割合	企業数	企業数
総計		83.6 %	815 社	16.4 %	160 社	975 社
中小企業	21～30人	93.7 %	236 社	6.3 %	16 社	252 社
	31～300人	81.5 % （ 80.1 ）	555 社 （ 539 ）	18.5 % （ 19.9 ）	126 社 （ 134 ）	681 社 （ 673 ）
	小計	84.8 %	791 社	15.2 %	142 社	933 社
大企業	301人以上	57.1 % （ 60.4 ）	24 社 （ 29 ）	42.9 % （ 39.6 ）	18 社 （ 19 ）	42 社 （ 48 ）
31人以上計		80.1 % （ 78.8 ）	579 社 （ 568 ）	19.9 % （ 21.2 ）	144 社 （ 153 ）	723 社 （ 721 ）

※「合計（①＋②）」は、表２の「③継続雇用制度の導入」企業数に対応している。

【グラフ３】継続雇用確保措置のある企業の状況

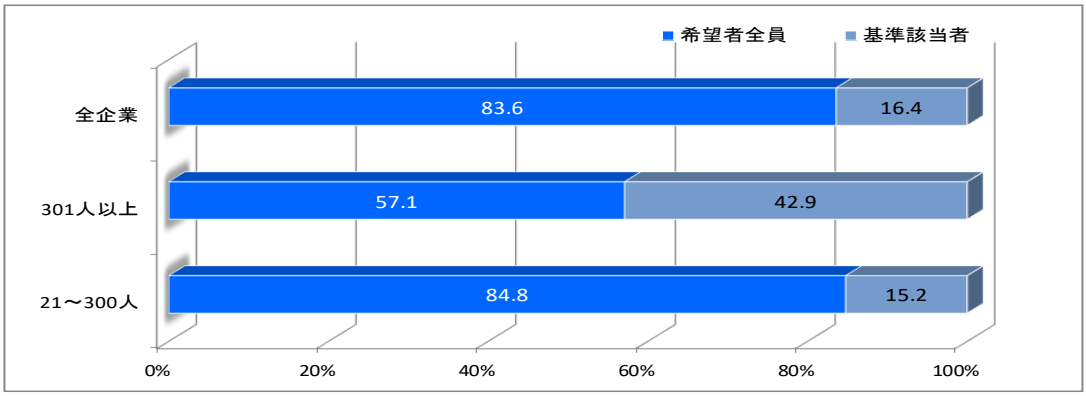

（４） 60 歳定年到達者の動向

① 60 歳定年企業における定年到達者の動向

60 歳定年企業における過去 1 年間(令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日まで)の定年到達者 1,476 人の内訳をみると、

・継続雇用を希望し継続雇用された者は 1,268 人（85.9%）（全国平均 86.8%）

・継続雇用を希望せず定年退職した者は 205 人（13.9%）（全国平均 13.0%）

・継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者 3 人（0,2%）（全国平均 0.2%）

となっている。

【表４】60 歳定年到達者の動向

	企業数	定年到達者総数	継続雇用者数		うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数		定年退職者数（継続雇用を希望しない者）		定年退職者数（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者）		継続雇用の終了による離職者数
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
60歳定年企業で定年到達者がいる企業	562 社 （ － ）	1,476 人 （ － ）	1,268 人 （ － ）	85.9 % （ － ）	18 人 （ － ）	1.2 % （ － ）	205 人 （ － ）	13.9 % （ － ）	3 人 （ － ）	0.2 % （ － ）	155 人 （ － ）

【グラフ４】60 歳定年到達者の動向

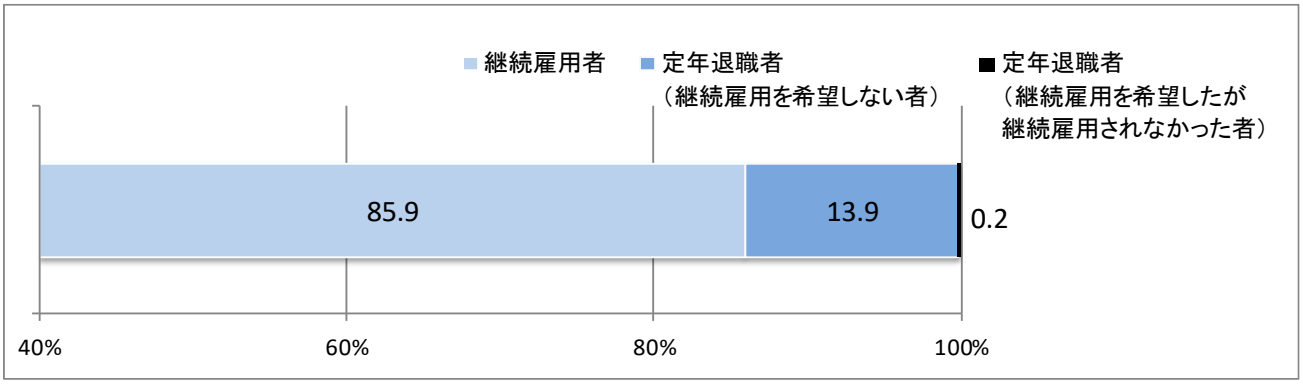

②経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある企業（経過措置適用企業）において、過去 1 年間（令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日まで）に、基準を適用できる年齢（平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までは 63 歳以上）に到達した 213 人のうち、

・基準に該当し引き続き継続雇用された者は 198 人（93.0%）（全国平均 90.9%）

・継続雇用を希望しなかった者は 9 人（4.2%）（全国平均 7.3%）

・継続雇用を希望したが基準に該当せず継続雇用が終了した者は 6 人（2.8%）（全国平均 1.9%）

となっている。

【表５】経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

	企業数	基準適用年齢到達者	継続雇用者（基準に該当し引き続き継続雇用された者）		継続雇用を希望しない者		基準に該当しない者	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合
経過措置適用企業で基準適用年齢（63歳）到達者がいる企業	75 社 （ － ）	213 人 （ － ）	198 人 （ － ）	93.0 % （ － %）	9 人 （ － ）	4.2 % （ － %）	6 人 （ － ）	2.8 % （ － %）

【グラフ５】経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

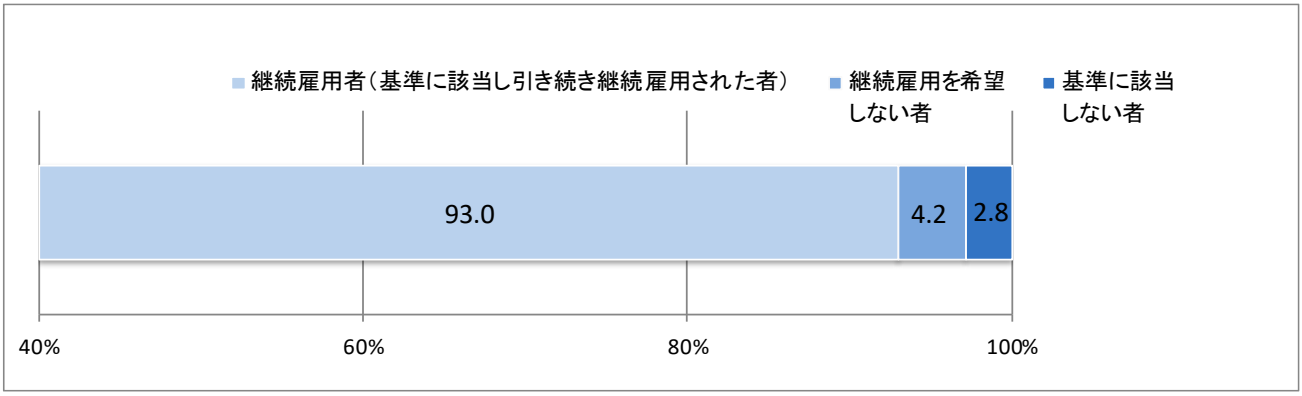

２ 65 歳定年企業の状況

定年を 65 歳とする企業は 344 社（23.9%）

企業規模別にみると、

・中小企業では 342 社（24.5%）

・大企業では 2 社（4.5%）

（全国平均 21.1%：うち中小企業 21.7%、大企業 13.7%）

【表６】65 歳定年企業の状況

		65歳定年企業		集計企業全数
		割合	企業数	企業数
総計		23.9%	344社	1442社
中小企業	21～30人	24.8%	101社	407社
	31～300人	24.3% （22.3%）	241社 （212社）	991社 （949社）
	小計	24.5%	342社	1398社
大企業	301人以上	4.5% （4.0%）	2社 （2社）	44社 （50社）
31人以上計		23.5% （21.4%）	243社 （214社）	1035社 （999社）

【グラフ６】65 歳定年企業の状況

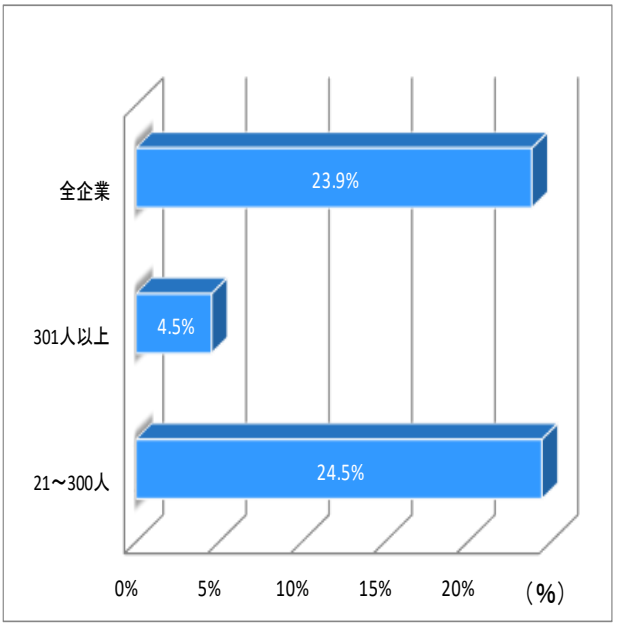

３　70 歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

（１）全体の状況

高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は 536 社（37.2%）

企業規模別にみると、

・中小企業では 528 社（37.8%）

・大企業では 8 社（18.2%）

（２）70 歳までの就業確保措置を実施済みの企業の内訳

① 定年制の廃止は 48 社（3.3%）

② 定年の引上げは 38 社（2.6%）

③ 継続雇用制度の導入は 450 社（31.2%）

④ 創業支援等措置の導入は該当企業なし

【表７】高年齢者就業確保措置の実施状況

		70歳までの就業確保措置実施済み										⑤就業確保措置相当の措置実施（※）		集計企業全数
		①定年制の廃止		②定年の引上げ		③継続雇用制度の導入		④創業支援等措置の導入		合計（①～④）				
		割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	企業数
総計		3.3 %	48 社	2.6 %	38 社	31.2 %	450 社	0.0 %	0 社	37.2 %	536 社	2.4 %	34 社	1,442 社
中小企業	21～30人	6.4 %	26 社	3.4 %	14 社	30.0 %	122 社	0.0 %	0 社	39.8 %	162 社	2.5 %	10 社	407 社
中小企業	31～300人	2.2 % （ 2.5 ）	22 社 （ 24 ）	2.4 % （ 2.1 ）	24 社 （ 20 ）	32.3 % （ 28.1 ）	320 社 （ 267 ）	0.0 % （ － ）	0 社 （ － ）	36.9 % （ － ）	366 社 （ － ）	2.4 % （ － ）	24 社 （ － ）	991 社 （ 949 ）
中小企業	小計	3.4 %	48 社	2.7 %	38 社	31.6 %	442 社	0.0 %	0 社	37.8 %	528 社	2.4 %	34 社	1,398 社
大企業	301人以上	0.0 % （ 0.0 ）	0 社 （ 0 ）	0.0 % （ 0.0 ）	0 社 （ 0 ）	18.2 % （ 14.0 ）	8 社 （ 7 ）	0.0 % （ － ）	0 社 （ － ）	18.2 % （ － ）	8 社 （ － ）	0.0 % （ － ）	0 社 （ － ）	44 社 （ 50 ）
31人以上計		2.1 % （ 2.4 ）	22 社 （ 24 ）	2.3 % （ 2.0 ）	24 社 （ 20 ）	31.7 % （ 27.4 ）	328 社 （ 274 ）	0.0 % （ － ）	0 社 （ － ）	36.1 % （ － ）	374 社 （ － ）	2.3 % （ － ）	24 社 （ － ）	1,035 社 （ 999 ）

※「⑤就業確保措置相当措置実施」とは、「70 歳までの就業確保措置実施済み」と同様の措置を 70 歳未満の年齢まで導入している場合を指す。

【グラフ７】高年齢者就業確保措置の実施状況

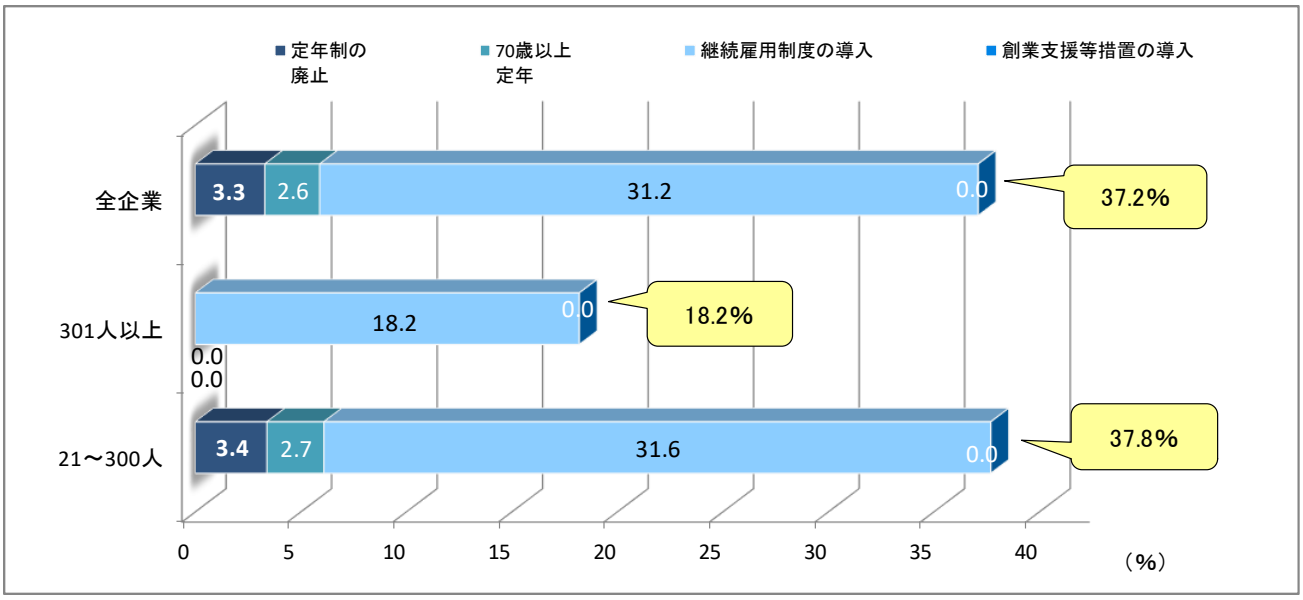

4　66 歳以上まで働ける制度のある企業の状況

（１）66 歳以上まで働ける制度のある企業の状況

66 歳以上働ける制度のある企業は 728 社（50.5%）

企業規模別にみると、

・中小企業では 711 社（50.9%）

・大企業では 17 社（38.6%）

となっており、いずれも全国平均を上回っている。

（全国平均 38.3%：うち中小企業 38.7%、大企業 34,1%）

（２）希望者全員が 66 歳以上働ける企業の状況

希望者全員が 66 歳以上働ける企業は 361 社（25.0%）となっている。

企業規模別にみると、

・中小企業では 358 社（25.6%）

・大企業では 3 社（6.8%）

となっている。

【表８】66 歳以上働ける制度のある企業の状況

		①定年制の廃止		②66歳以上定年		③希望者全員66歳以上継続雇用制度		④基準該当者66歳以上継続雇用制度		⑤その他の制度で66歳以上まで雇用		66歳以上働ける制度のある企業合計(①～⑤)		希望者全員66歳以上働ける企業合計(①～③)		集計企業全数
		割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	企業数
総計		3.3 %	48 社	4.6 %	67 社	17.1 %	246 社	14.5 %	209 社	11.0 %	158 社	50.5 %	728 社	25.0 %	361 社	1,442 社
中小企業	21～30人	6.4 %	26 社	4.9 %	20 社	16.2 %	66 社	14.7 %	60 社	11.8 %	48 社	54.1 %	220 社	27.5 %	112 社	407 社
	31～300人	2.2 % (2.5)	22 社 (24)	4.7 % (4.1)	47 社 (39)	17.9 % (15.0)	177 社 (142)	14.5 % (13.5)	144 社 (128)	10.2 % (8.0)	101 社 (76)	49.5 % (43.1)	491 社 (409)	24.8 % (21.6)	246 社 (205)	991 社 (949)
	小計	3.4 %	48 社	4.8 %	67 社	17.4 %	243 社	14.6 %	204 社	10.7 %	149 社	50.9 %	711 社	25.6 %	358 社	1,398 社
大企業	301人以上	0.0 % (0.0)	0 社 (0)	0.0 % (0.0)	0 社 (0)	6.8 % (6.0)	3 社 (3)	11.4 % (8.0)	5 社 (4)	20.5 % (18.0)	9 社 (9)	38.6 % (32.0)	17 社 (16)	6.8 % (6.0)	3 社 (3)	44 社 (50)
31人以上計		2.1 % (2.4)	22 社 (24)	4.5 % (3.9)	47 社 (39)	17.4 % (14.5)	180 社 (145)	14.4 % (13.2)	149 社 (132)	10.6 % (8.5)	110 社 (85)	49.1 % (42.5)	508 社 (425)	24.1 % (20.8)	249 社 (208)	1,035 社 (999)

※66 歳以上の定年制度と 66 歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「66 歳以上定年」のみに計上している。

※「その他の制度で 66 歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を 66 歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、業務委託等、企業の実情に応じて何らかの仕組みで 66 歳以上まで働くことのできる制度を導入している場合をいう。

【グラフ８】66 歳以上働ける制度のある企業の状況

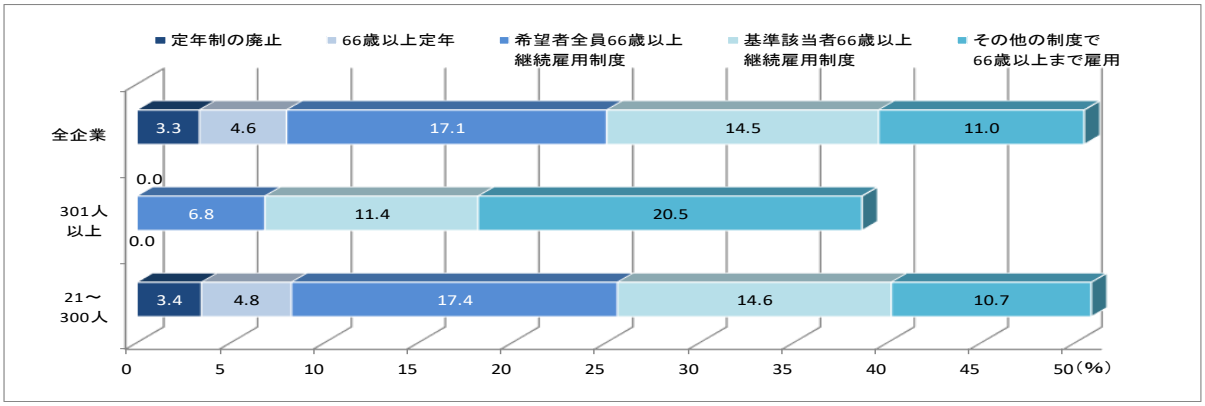

（３）70 歳以上まで働ける制度のある企業の状況

70 歳以上まで働ける制度のある企業は 694 社（48.1%）

企業規模別にみると、

・中小企業は 678 社（48.5%）

・大企業は 16 社（36.4%）

となっており、いずれも全国平均を上回っている。

（全国平均 36.6%：うち中小企業 37.0%、大企業 32.1%）

【表９】70 歳以上働ける制度のある企業の状況

		70歳以上働ける企業（①～⑤合計）												集計企業全数
		①定年制の廃止		②70歳以上定年		③希望者全員70歳以上継続雇用制度		④基準該当者70歳以上継続雇用制度		⑤その他の制度で70歳以上まで雇用		合計（①～⑤）		
		割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	企業数
総計		3.3 %	48 社	2.6 %	38 社	16.4 %	237 社	14.8 %	213 社	11.0 %	158 社	48.1 %	694 社	1,442 社
中小企業	21～30人	6.4 %	26 社	3.4 %	14 社	14.7 %	60 社	15.2 %	62 社	11.8 %	48 社	51.6 %	210 社	407 社
中小企業	31～300人	2.2 % （ 2.5 ）	22 社 （ 24 ）	2.4 % （ 2.1 ）	24 社 （ 20 ）	17.6 % （ 14.5 ）	174 社 （ 138 ）	14.7 % （ 13.6 ）	146 社 （ 129 ）	10.3 % （ 7.9 ）	102 社 （ 75 ）	47.2 % （ 40.7 ）	468 社 （ 386 ）	991 社 （ 949 ）
中小企業	小計	3.4 %	48 社	2.7 %	38 社	16.7 %	234 社	14.9 %	208 社	10.7 %	150 社	48.5 %	678 社	1,398 社
大企業	301人以上	0.0 % （ 0.0 ）	0 社 （ 0 ）	0.0 % （ 0.0 ）	0 社 （ 0 ）	6.8 % （ 6.0 ）	3 社 （ 3 ）	11.4 % （ 8.0 ）	5 社 （ 4 ）	18.2 % （ 16.0 ）	8 社 （ 8 ）	36.4 % （ 30.0 ）	16 社 （ 15 ）	44 社 （ 50 ）
31人以上計		2.1 % （ 2.4 ）	22 社 （ 24 ）	2.3 % （ 2.0 ）	24 社 （ 20 ）	17.1 % （ 14.1 ）	177 社 （ 141 ）	14.6 % （ 13.3 ）	151 社 （ 133 ）	10.6 % （ 8.3 ）	110 社 （ 83 ）	46.8 % （ 40.1 ）	484 社 （ 401 ）	1,035 社 （ 999 ）

※「70 歳以上働ける企業」とは、「定年制なし」、「70 歳以上の定年」、「70 歳以上継続雇用する制度」及び「その他の制度で 70 歳以上まで雇用」する制度を導入している企業。

※「その他の制度で 70 歳以上」とは、希望者全員や基準該当者を 70 歳以上継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで 70 歳以上まで働くことのできる制度を定めている場合をいう。

【グラフ９】70 歳以上働ける制度のある企業の状況

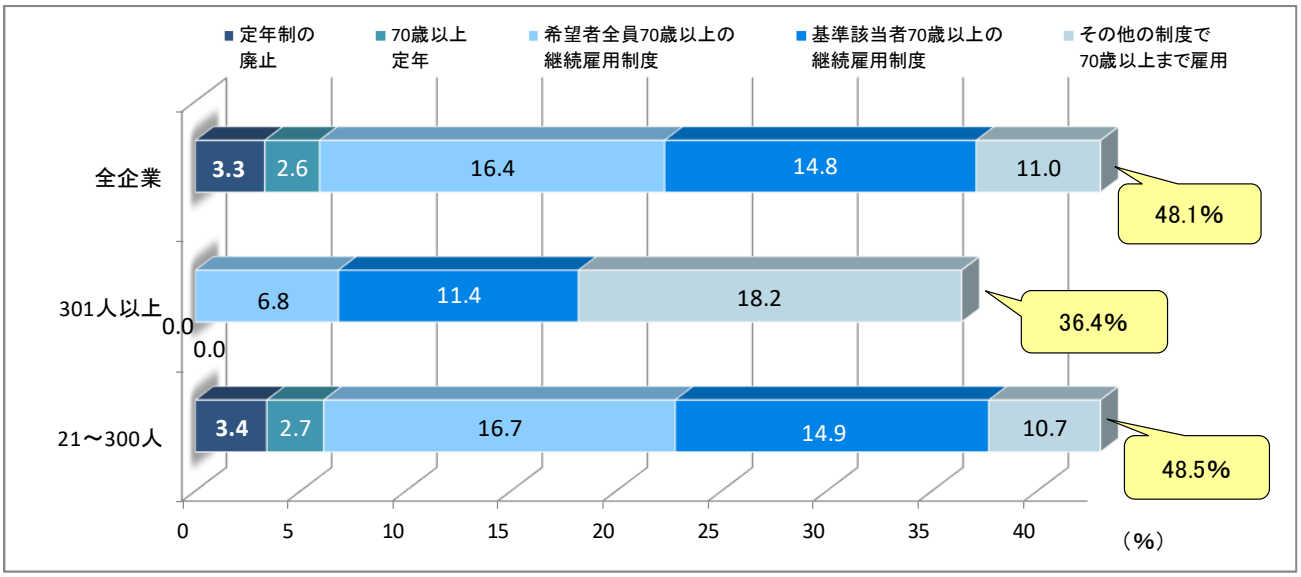

（４） 定年制廃止および 66 歳以上定年企業の状況

定年制を廃止している企業は 48 社（3.3%）、定年を 66～69 歳とする企業は 29 社（2.0%）、定年を 70 歳以上とする企業は 38 社（2.6%）

企業規模別にみると、

① 中小企業

・定年制を廃止している企業は 3.4%

・定年を 66～69 歳とする企業は 2.1%

・定年を 70 歳以上とする企業は 2.7%

② 大企業

・定年制を廃止している企業は該当なし

・定年を 66～69 歳とする企業は該当なし

・定年を 70 歳以上とする企業は該当なし

【表１０】定年制の廃止および 66 歳以上定年企業の状況

		①定年制の廃止		②66歳以上定年				合計（①＋②）		集計企業全数
				66～69歳		70歳以上				
		割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	割合	企業数	企業数
総計		3.3%	48社	2.0%	29社	2.6%	38社	8.0%	115社	1442社
中小企業	21～30人	6.4%	26社	1.5%	6社	3.4%	14社	11.3%	46社	407社
中小企業	31～300人	2.2% (2.5%)	22社 (24社)	2.3% (2.0%)	23社 (19社)	2.4% (2.1%)	24社 (20社)	7.0% (6.6%)	69社 (63社)	991社 (949社)
中小企業	小計	3.4%	48社	2.1%	29社	2.7%	38社	8.2%	115社	1398社
大企業	301人以上	0.0% (0.0%)	0社 (0社)	0.0% (0.0%)	0社 (0社)	0.0% (0.0%)	0社 (0社)	0.0% (0.0%)	0社 (0社)	44社 (50社)
31人以上計		2.1% (2.4%)	22社 (24社)	2.2% (1.9%)	23社 (19社)	2.3% (2.0%)	24社 (20社)	6.7% (6.3%)	69社 (63社)	1035社 (999社)

【グラフ１０】定年制の廃止および 66 歳以上定年企業の状況

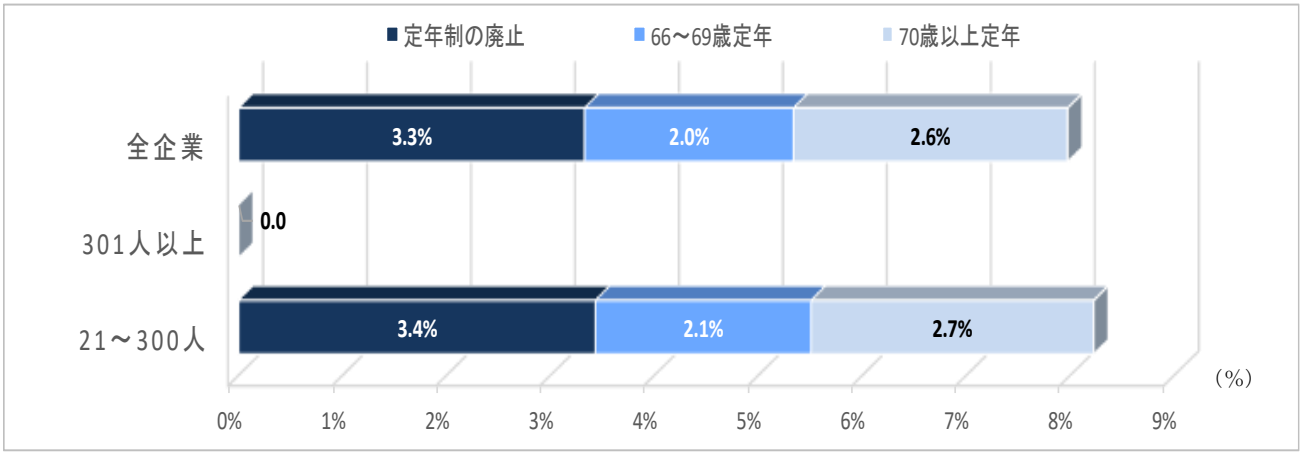

５ 高年齢常用労働者の状況

（１）年齢階級別の常用労働者数

報告した全企業における常用労働者数 122,911 人のうち、60 歳以上の常用労働者数は 21,628 人、常用労働者全体の 17.6%を占めている。

年齢階層別にみると、

①60 歳～64 歳が 11,121 人（9.0%）

②65 歳～69 歳が 6,513 人（5.3%）

③70 歳以上が 3,994 人（3.2%）

（２）高年齢労働者の推移

31 人以上規模企業における 60 歳以上の常用労働者数は 19,421 人で、当該規模での集計を開始した平成 21 年と比較すると、10,659 人増加している。

【グラフ１１】60 歳以上の常用労働者の推移

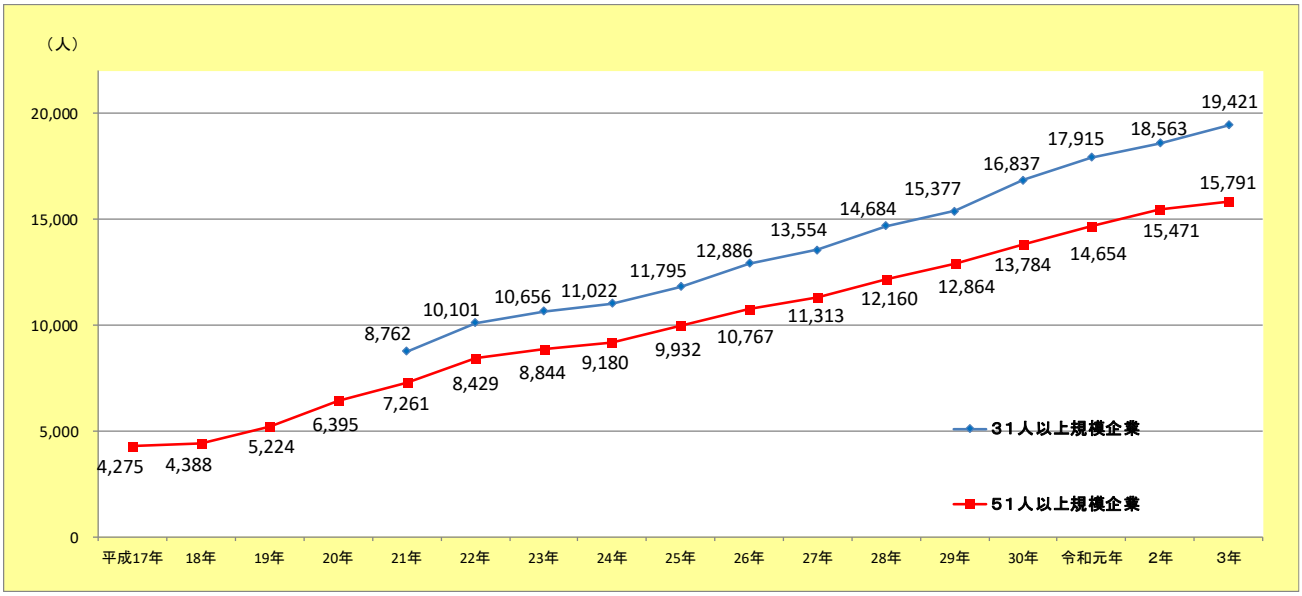

【表１１】年齢別常用労働者数

		年齢計		60歳以上合計		60～64歳		65歳以上合計		65～69歳	70歳以上
31人以上規模企業	平成21年	97,504人	(100.0)	8,762人	(100.0)	6,280人	(100.0)	2,482人	(100.0)	－	－
	平成22年	100,402人	(103.0)	10,101人	(115.3)	7,236人	(115.2)	2,865人	(115.4)	－	－
	平成23年	101,604人	(104.2)	10,656人	(121.6)	8,043人	(128.1)	2,613人	(105.3)	－	－
	平成24年	101,686人	(104.3)	11,022人	(125.8)	7,992人	(127.3)	3,030人	(122.1)	－	－
	平成25年	103,849人	(106.5)	11,795人	(134.6)	8,091人	(128.8)	3,704人	(149.2)	2,893人	811人
	平成26年	105,693人	(108.4)	12,886人	(147.1)	8,514人	(135.6)	4,372人	(176.1)	3,427人	945人
	平成27年	107,035人	(109.8)	13,554人	(154.7)	8,663人	(137.9)	4,891人	(197.1)	3,878人	1,013人
	平成28年	107,700人	(110.5)	14,684人	(167.6)	8,974人	(142.9)	5,710人	(230.1)	4,594人	1,116人
	平成29年	107,885人	(110.6)	15,377人	(175.5)	8,936人	(142.3)	6,441人	(259.5)	4,875人	1,566人
	平成30年	110,725人	(113.6)	16,837人	(192.2)	9,436人	(150.3)	7,401人	(298.2)	5,256人	2,145人
	令和元年	111,387人	(114.2)	17,915人	(204.5)	9,729人	(154.9)	8,186人	(329.8)	5,508人	2,678人
	令和2年	111,539人	(114.4)	18,563人	(211.9)	9,876人	(157.3)	8,687人	(350.0)	5,590人	3,097人
	令和3年	112,703人	(115.6)	19,421人	(221.7)	10,074人	(160.4)	9,347人	(376.6)	5,801人	3,546人
21人以上規模企業	令和3年	122,911人		21,628人		11,121人		10,507人		6,513人	3,994人

※（ ）内の数値は、31 人以上は平成 21 年＝100 とした場合の指数。

【表１２】都道府県別の状況

雇用確保措置導入企業割合			70歳までの就業確保措置実施済企業割合			66歳以上まで働ける制度のある企業割合			70歳以上まで働ける制度のある企業割合		
新潟	100.0%	(100.0%)	島根	37.2%	1 –	島根	50.5%	1 (42.5%)	秋田	48.5%	(45.9%)
福井	100.0%	(100.0%)	岐阜	33.0%	–	秋田	50.2%	(48.1%)	島根	48.1%	2 (40.1%)
長野	100.0%	(100.0%)	岩手	32.7%	–	大分	48.0%	(43.4%)	大分	46.3%	(40.9%)
愛知	100.0%	(100.0%)	大分	32.5%	–	宮崎	46.1%	(41.2%)	岐阜	44.1%	(38.8%)
三重	100.0%	(100.0%)	奈良	32.4%	–	岐阜	45.6%	(41.0%)	宮崎	43.8%	(38.6%)
奈良	100.0%	(99.6%)	徳島	32.2%	–	奈良	45.4%	(40.4%)	岩手	43.1%	(37.1%)
鳥取	100.0%	(100.0%)	鹿児島	32.1%	–	岩手	45.1%	(39.2%)	奈良	42.9%	(37.6%)
徳島	100.0%	(100.0%)	青森	31.8%	–	三重	44.3%	(38.6%)	富山	42.6%	(37.2%)
大分	100.0%	(100.0%)	香川	31.5%	–	鹿児島	44.3%	(37.0%)	三重	42.5%	(36.6%)
東京	99.9%	(99.9%)	千葉	31.1%	–	富山	44.3%	(39.5%)	千葉	42.4%	(37.8%)
岐阜	99.9%	(100.0%)	三重	30.4%	–	千葉	43.9%	(39.6%)	鹿児島	42.0%	(34.6%)
茨城	99.9%	(100.0%)	宮崎	30.2%	–	香川	43.4%	(37.5%)	香川	41.7%	(34.9%)
高知	99.9%	(100.0%)	埼玉	30.2%	–	長野	42.8%	(37.8%)	長野	41.3%	(36.0%)
宮崎	99.9%	(99.9%)	秋田	30.0%	–	岡山	42.4%	(36.3%)	山口	40.8%	(38.5%)
千葉	99.9%	(99.9%)	茨城	30.0%	–	山口	42.4%	(40.3%)	岡山	40.7%	(33.7%)
岩手	99.9%	(99.8%)	宮城	29.7%	–	宮城	42.2%	(36.5%)	埼玉	40.1%	(35.7%)
富山	99.9%	(100.0%)	北海道	29.1%	–	青森	42.1%	(39.0%)	愛媛	40.0%	(34.8%)
鹿児島	99.9%	(99.9%)	群馬	29.1%	–	福島	42.1%	(36.6%)	宮城	39.9%	(33.8%)
静岡	99.9%	(99.8%)	佐賀	28.9%	–	埼玉	41.6%	(37.6%)	青森	39.9%	(36.2%)
福岡	99.9%	(100.0%)	福島	28.6%	–	徳島	41.4%	(36.5%)	北海道	39.7%	(32.7%)
栃木	99.8%	(100.0%)	栃木	28.4%	–	愛媛	41.3%	(36.2%)	福島	39.5%	(33.7%)
群馬	99.8%	(100.0%)	岡山	28.1%	–	愛知	41.3%	(35.8%)	愛知	39.3%	(33.5%)
石川	99.8%	(100.0%)	静岡	27.6%	–	佐賀	41.2%	(33.4%)	徳島	39.1%	(33.7%)
山口	99.7%	(100.0%)	福井	27.2%	–	北海道	41.1%	(34.4%)	新潟	39.0%	(34.9%)
広島	99.7%	(99.8%)	和歌山	27.1%	–	新潟	41.0%	(36.7%)	静岡	38.9%	(33.8%)
山梨	99.7%	(100.0%)	石川	26.8%	–	静岡	40.9%	(36.2%)	長崎	38.6%	(33.6%)
大阪	99.7%	(99.9%)	長野	26.5%	–	滋賀	40.7%	(34.6%)	栃木	38.6%	(33.5%)
香川	99.6%	(100.0%)	愛知	26.2%	–	鳥取	40.3%	(33.8%)	福岡	38.5%	(33.9%)
秋田	99.6%	(99.9%)	鳥取	26.0%	–	栃木	40.2%	(35.5%)	佐賀	38.4%	(30.1%)
京都	99.6%	(99.9%)	福岡	26.0%	–	福岡	40.1%	(35.6%)	滋賀	38.4%	(32.6%)
宮城	99.6%	(99.9%)	山口	25.9%	–	長崎	40.0%	(34.8%)	広島	37.3%	(32.9%)
神奈川	99.5%	(99.9%)	山梨	25.5%	–	熊本	39.6%	(34.8%)	鳥取	37.3%	(30.4%)
沖縄	99.5%	(99.7%)	山形	25.5%	–	和歌山	39.5%	(35.2%)	熊本	37.3%	(32.3%)
兵庫	99.5%	(99.9%)	滋賀	25.5%	–	福井	39.4%	(33.4%)	茨城	37.1%	(32.0%)
長崎	99.5%	(99.7%)	神奈川	25.2%	–	茨城	39.3%	(34.0%)	和歌山	37.0%	(32.8%)
北海道	99.5%	(99.9%)	長崎	25.1%	–	山形	39.1%	(33.8%)	山形	36.9%	(31.5%)
和歌山	99.4%	(100.0%)	新潟	24.4%	–	広島	39.0%	(34.9%)	福井	36.6%	(31.1%)
島根	99.4%	(99.9%)	高知	24.3%	–	石川	37.3%	(31.3%)	群馬	35.6%	(31.7%)
山形	99.4%	(99.9%)	熊本	23.8%	–	神奈川	37.1%	(31.5%)	神奈川	35.6%	(29.7%)
岡山	99.4%	(99.9%)	沖縄	23.7%	–	群馬	37.1%	(33.5%)	石川	35.6%	(29.1%)
福島	99.3%	(99.8%)	広島	23.5%	–	山梨	36.6%	(33.5%)	高知	34.9%	(29.4%)
青森	99.2%	(99.9%)	愛媛	23.2%	–	高知	36.0%	(30.8%)	山梨	34.7%	(32.1%)
佐賀	99.2%	(99.7%)	京都	23.0%	–	沖縄	35.2%	(28.0%)	沖縄	34.3%	(26.9%)
熊本	99.2%	(99.8%)	兵庫	22.5%	–	京都	35.2%	(31.0%)	京都	33.8%	(29.4%)
愛媛	99.2%	(99.7%)	大阪	21.6%	–	兵庫	34.4%	(30.1%)	兵庫	32.6%	(27.9%)
滋賀	99.2%	(99.7%)	東京	19.3%	–	大阪	33.2%	(28.9%)	大阪	31.6%	(27.1%)
埼玉	99.0%	(99.9%)	富山	18.6%	–	東京	29.5%	(25.7%)	東京	28.2%	(24.3%)
全国計	99.7%	(99.9%)	全国計	25.6%	–	全国計	38.3%	(33.4%)	全国計	36.6%	(31.5%)

※(　)内は、令和2年6月1日現在の数値(31人以上規模企業の状況)。

※令和3年の数値は、21人以上規模企業の状況であり、令和2年と単純な比較はできない。